

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H31.1.18	H31.2.1	平成26年度より東京都教育委員会では学校非公式サイト等の監視を行っています。この監視が可能な根拠となる法律あるいは条文を開示してください。 又、このような監視を、子供や父兄にどのように許可を取ったのかを開示してください。				1											請求者の主張する法令等は存在しない。 また、都教育委員会で行っている監視の対象は、インターネット上の、本人の意思により公開されている情報であることから、本人又は保護者の許可は得ていない。	教育庁指導部管理課
2	H31.1.21	H31.2.4	30教総総第923号「開示決定等期間の延長について（7月17日付請求）」ほか15件	453	1					1								職員以外の氏名 住所 連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄のうち、開示請求者の言動に関する記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
3	H30.12.13	H31.2.5	次表に掲げる者の「候補者調書（個人用）（様式1）」（60件）	60	1					1				1				職員個人の性別、生年月日、現住所、職員番号、表彰種別及び職歴については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（7条2号） 推薦順位、欄外の作成者については、公にすることにより当該事務の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	教育庁総務部総務課
4	H31.2.4	H31.2.7	都立富士高等学校(30)環境整備工事 工事設計内訳書等 一式	207	1														教育庁都立学校教育部営繕課
5	H30.12.12	H31.2.8	平成29年8月16日付29教指企第781号起案文書一式 ほか7件	78	1					1	1		1	1				個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（第7条2号） 本情報を公にしてしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） 本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（第7条7号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	教育庁指導部管理課
6	H31.1.28	H31.2.8	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧（特別教室棟）	13	1														東京都立日野台高等学校
7	H31.1.28	H31.2.8	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧（特別教室棟）	13	1														東京都立日野台高等学校
8	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1. 平成27年度大規模改修工事の計画策定時（特別教室棟）、2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材（柱本体）（耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。）の調査内容の全ての文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等）の全ての証拠。				1											当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
9	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1. 特別教室棟でジャンカを発見以来「2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材（柱本体）（耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。）調査を実施（全ての外部機関を含む。）した全ての各種報告書・協議書・議事録・起案文（起用されたもの全て。）・写真の全ての証拠。 2. 同右、東京都が調査（都の建築構造専門職調査を含む。）した全ての文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等）の全ての証拠。				1											当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	H31. 1. 28	H31. 2. 8	(1) 都立日野台高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事検査調査 (2) 都立日野台高等学校 (27) 改修工事 写真 外壁改修工事 (特別教室棟外壁・3階内部柱) 特別校舎棟 内部 施工状況	19	1														東京都立日野台高等学校	
11	H31. 1. 28	H31. 2. 8	平成13年度都立日野台高等学校 (13) 耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 ほか4件	786		1					1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
12	H31. 1. 28	H31. 2. 8	・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準【区分1】) ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(旧耐震基準【区分1】)	2	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
13	H31. 1. 28	H31. 2. 8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 校舎建築時 ①耐震性能(調査経過報告書) 2 耐震補強工事 ①耐震補強工事調査結果報告書 ②構造計算書 ③耐震性能(調査)結果報告書 3 改修工事 ①事前調査報告書 ②構造計算書 ③耐震性能(調査)報告書 以上の 4 ① 1-① 2①・②・③ 3①・②・③の作成年月日 ② 同右の各保有・保存期間。																上記1及び2については、現に保有しておらず存在しないため 上記3については、当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため 上記4については、指定された文書は現存せず確認できないため、請求に係る公文書は存在しない	東京都立日野台高等学校
14	H31. 1. 28	H31. 2. 8	都立日野台高等学校 (13) 耐震診断調査 調査実施計画書 ほか17件	906		1					1	1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(7条3号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
15	H31. 1. 28	H31. 2. 8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 特別教室棟改修工事計画において、 (1) 東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準「区分1」) (2) 同右(旧耐震基準「区分1」) 以上(1)・(2)を除く、建物解体・除却・再建築を選択しなかった、具体的かつ客観的な理由根拠に基づいた全ての証拠となる検討資料を提示下さい。 以上																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
16	H31. 1. 28	H31. 2. 8	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧	13	1														東京都立日野台高等学校	

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
17	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 「建物の構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く）」の施工不良（ジャンカ等）につき、東京都は、「保護者説明会」「PTA本部役員説明会」「保護者（PTA）説明会」の各説明及び提出資料で一切記載されていないが、大規模改修工事着手後、今日まで東京都が当該内容について部内・関係各部署・外部機関等に提出した全ての文書・資料・図面等（各種報告書・協議書・議事録等）の全ての証拠となるものを提示下さい。 2 同様に「建物の構造体を構成する部材（壁面・基礎）（ただし耐震上問題のないモルタルの劣化等は除く。）」についても全ての証拠となるものを提示下さい。 3 「建物の構造体を構成する部材（壁面・基礎）（ただし耐震上問題のないモルタルの劣化等は除く。）」の改修工事計画前、改修工事着手後施工不良（ジャンカ等）後、大規模改修工事完了後の耐震調査結果の報告書・協議書・図面・写真等の全ての証拠を提示下さい。				1										当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校	
18	H31.1.28	H31.2.8	都立日野台高等学校（仮称）54新築工事 構造図	69	1													東京都立日野台高等学校	
19	H31.1.28	H31.2.8	(1) 都立日野台高等学校（仮称）54新築工事 特別教室棟 構造計算書 (2) 平成13年度 都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎②（特別教室棟）報告書 (3) 都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 竣工図	756		1				1	1						業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校	
20	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 大規模補修設計計画時の①構造計算書、②構造図（建築確認通知書）				1										当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校	
21	H31.1.28	H31.2.8	都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書	9		1				1	1						業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校	
22	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 ・東京都が「建物の構造体を構成する耐震上に影響を与える部材（柱本体）の施工不良（ジャンカ等）（ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。）」が発見されたと称する。文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・起案文書等の全ての証拠を提示下さい。 ・特別教室棟の「建物の構造体の構成する部材（柱本体）（ただし耐震上、影響のない柱のモルタルの劣化を除く。）」についてPTA（保護者）に報告・説明した（説明資料・各種報告書・回答書・弁明書等）全ての証拠を提示下さい。				1										当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校	
23	H31.1.28	H31.2.8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 「施工不良（ジャンカ等）を全く想定していなかった。」という事実につき、全ての証拠となる文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・起案文等）を提出下さい。 ①建築時完了届等、②平成13年度耐震補強設計計画時、③同右工事完了時、④平成27年大規模改修設計計画時 2 「建物の構造体を構成する部材 ①壁、②基礎について前記1-①・②・③・④の各時期の「施工不良（ジャンカ等）を全く想定していなかった。」という事実につき、全ての証拠となるもの。これらを具体的に提示下さい。以上				1										当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校	
24	H31.1.28	H31.2.8	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1													東京都立日野台高等学校	

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
25	H31. 1. 28	H31. 2. 8	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届	631	1					1		1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
26	H31. 1. 28	H31. 2. 8	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠・特別教室棟の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材(柱本体)(ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。)」の施工不良(ジャンカ等)が発見された時の耐震性能を判定した全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・起案文書等)の証拠。 ・特別教室棟の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材①壁面 ②基礎の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材(柱本体)(ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。)」の施工不良(ジャンカ等)が発見された時の耐震性能を判定した全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・起案文書等)の証拠。				1													当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
27	H31. 1. 31	H31. 2. 14	都庁内で職員に配布している「新聞寄せ集め」の以下の関係の報道(例示した以外の報道も含む)に関する一式(当該頁の他の報道は黒塗りや白塗りにしないこと)。 「2-2」は都立日比谷高校の取材について(「君が代」問題等、こういうことは教員や生徒に聞かないように」という都教委や校長からNHKとのやり取りを含む)。				1													請求にかかる「都庁舎内で職員に配布している「新聞寄せ集め」」は作成しておらず存在しない。	教育庁総務部教育情報課
28	H31. 1. 31	H31. 2. 14	新聞記事スクラップ	1	1																教育庁総務部教育情報課
29	H31. 1. 31	H31. 2. 14	都庁内で職員に配布している「新聞寄せ集め」の以下の関係の報道(例示した以外の報道も含む)に関する一式(当該頁の他の報道は黒塗りや白塗りにしないこと)。 「2-3」は東京都立新宿山吹高校の学校当局と「ヤマブキジャーナル」の当事者の磯田航太郎さん(現編集長・18歳)と平松けんじさん(元編集長/卒業生・23歳)とのやり取りを含む。				1													本件請求の内容は、請求者の指定する生徒とのやり取りを含め、請求者の指定する報道に関する「新聞寄せ集め」を求めるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁総務部教育情報課
30	H30. 12. 26	H31. 2. 15	(平成30年9月21日付30才計運第118号「東京2020大会ボランティア募集に係るPRの協力について(依頼)」ほか10件)	73	1																教育庁指導部管理課
31	H30. 12. 26	H31. 2. 15	2020年東京オリンピック・パラリンピック都市ボランティアの件に関連して (4)各都立学校のうち、全生徒が提出するようにもとめた学校があると報道がされたが、これは各都立学校すべてなのか、ある特定の学校なのか分かる文書 (5)上記報道について、マスコミ向け告示文				1													(4)については、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため (5)については、本件について、東京都教育委員会では報道発表しておらず、マスコミ向けに発出等した文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
32	H30. 12. 26	H31. 2. 15	平成30年12月4日付「東京2020大会都市ボランティアの応募について(お願い)」	1	1																東京都立赤羽商業高等学校
33	H30. 12. 26	H31. 2. 15	東京2020大会都市ボランティア募集	2	1																東京都立町田高等学校
34	H30. 12. 26	H31. 2. 15	TOKYO2020都市ボランティア募集のお知らせ	1	1																東京都立小平高等学校

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
35	H30.12.26	H31.2.15	東京2020都市ボランティア募集	1	1															東京都立武蔵野北高等学校
36	H31.2.5	H31.2.15	(1)平成30年11月26日付30教指企第1237号「東京2020大会都市ボランティアの応募期間の延長に伴う再募集について(通知)」 (2)平成30年9月18日付30教指高第565号「平成30年度都立高校生等ボランティア・サミットの開催について(通知)」	18	1															教育庁指導部管理課
37	H31.2.5	H31.2.15	東京都教育庁事案決定実施細目 平成4年12月1日(平成29年4月1日一部改正)	79	1															教育庁総務部総務課
38	H30.9.26	H31.2.18	1 東京都が一切認めていない、建物構造体を構成する部材(柱本体、耐震上問題のない柱のモルタルの劣化を除く)別紙1をさくせい・取得しておらず、存在しないと主張する理由・根拠となる全ての証拠文書等を請求します。					1												当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため火 教育庁都立学校教育部高等学校教育課
39	H30.9.26	H31.2.18	都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査書	1	1															東京都立日野台高等学校
40	H30.9.26	H31.2.18	(1)平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2)都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 (3)都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書 (4)都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書	768		1					1	1								業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)
41	H30.9.26	H31.2.18	日野台高校特別棟の改修工事中に見えられ、工事が途中中止され、引き渡しが約1年遅延することとなる原因の建物構造体を構成する建物本体の部材(柱本体)(耐震上問題とならない、柱のモルタルの劣化は除く。)の試験結果の全ての証拠文書等を開示下さい。					1												当課において当該文書(工事状況報告書(開示請求書添付資料「別紙1」))を取得しており、存在しないと主張していないことから、請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため
42	H30.9.26	H31.2.18	都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査書	1	1															東京都立日野台高等学校
43	H30.9.26	H31.2.18	(1)平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2)都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 (3)都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書 (4)都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書	768		1					1	1								業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)
44	H30.9.26	H31.2.18	東京都は日野台高校校舎改修工事(特別棟)について、 1 指定する業者が作成した文書について、事実と反しているのか否かが分る文書等、 ①反していない。 ②反している。 ③反していない場合、当該内容についての具体的かつ明確な理由・根拠となる全ての証拠文書等を請求します。 2 東京都が主張する当該事案の校舎改修工事が中断した事由 ②指定した文書を確認した決裁文書、決裁者の当該事案内容(不具合発見)に関する作成文書等(各種報告書・協議書「働きかけ関連含む」メモ等の一切 ③前記②が作成・保有・現存等していない場合、その具体的・明確な理由・根拠の証拠文書等の全て					1												当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため
45	H31.2.19	H31.2.21	都立新宿山吹高等学校(29)空調設備改修工事 工事設計内書	31	1															教育庁都立学校教育部管轄課
46	H31.2.3	H31.2.22	(1)平成29年12月20日付29教指企第1297号「平成30年度学校非公式サイト等の検索・監視に係る業務委託について」起案文書 (2)平成28年12月1日付28教指企第1003号「平成29年度学校非公式サイト等の検索・監視に係る業務委託について」起案文書 (3)平成28年2月18日付27教指企第1051号「平成28年度学校非公式サイト等の検索・監視に係る業務委託について」起案文書	6	1															教育庁指導部管理課

30年度 公文書開示状況（2月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 不 存在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
47	H31.2.3	H31.2.22	東京都教育委員会でやっている学校非公式サイト等の監視について、子供は監視されている事を知っているのか？					1										児童 生徒向けに周知を行っておらず、また、児童 生徒が当該監視を知っているかどうかの調査等はしていない。したがって、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。	教育庁指導部管理課	
48	H30.9.14	H31.2.25	(1) 高等学校老朽校舎改築 (2) 高校改革推進計画に基づく改築	2	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
49	H30.12.28	H31.2.26	知事定例記者会見用質疑・想定資料	1	1														教育庁指導部管理課	
50	H30.12.28	H31.2.26	(1) 都市ボランティアの募集に関するTwitterへの書き込みについて（報告） (2) 教育庁取材データベース	10		1				1	1							取材者の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもので、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 報道社名、取材内容、取材に対する都教委の回答及び都教委の回答に対する記者の反応等については、これらを公にすることにより、各報道機関がどのような取材を行っているか、また、取材で取得した情報が明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（7条3号）	教育庁指導部管理課	
51	H30.1.31	H31.2.28	開示請求書別紙2 以下の関係の報道（例示した以外の報道も含む）に関する、テレビ局等マスコミと都教育委員会定がやり取りした文書一式（当日のフリーヒングや取材記録を含む）。 及び、当該高校の職員会議・企画調整会議・生活指導部会・各学年会の会議記録で、当該事案の載っている頁全てと、日付が入っていない場合は日付が入っている頁全ても。															1	本件請求の内容は、請求者の指定する生徒とのやり取りを含め、請求者の指定する報道に関して、マスコミとやり取りした文書及び職員会議等の文書を求めるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	東京都立新宿山吹高等学校
52	H31.2.14	H31.2.28	指定された学校において指定された新聞を発行する生徒と都教委との間に交わされた事情聴取、報告、指導、相談などに関する文書やメモ、メールのやりとり、会議の記録など一式、等															1	本件請求の内容は、請求者の指定する学校において指定された新聞を発行する生徒に関する情報を求めるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため	東京都立新宿山吹高等学校
53	H31.2.14	H31.2.28	平成30年10月4日付30教指企第928号「平成31年度オリンピック・パラリンピック教育の実施について（通知）」ほか8件	97	1														教育庁指導部管理課	
54	H31.2.19	H31.2.28	・平成31年2月18日付30教人職第3069号「平成30年度教育支援体制整備事業費補助金（補習等のため指導員等派遣事業）の歳入調定について」起案原義一式 ・補習等のための指導員等派遣事業実施要領（平成25年3月25日初等中等教育局長決定）	13	1														教育庁人事職員課	